

令和元年10月1日から

幼児教育・保育の利用料が**無償化**されます

下記のお子さんの利用料が無償化されます。

◎無償化の内容

(無償化の対象となるお子さん)

無償化の対象となるためには、下記の①②双方に該当し、お住まいの市区町村から『施設等利用給付認定(※)』を受ける必要があります。

ただし、教育・保育給付における2号認定又は3号認定を受けて認可保育施設及び企業主導型保育事業施設を利用しているお子さんについては、既に利用施設での無償化を受けているため、下記の無償化を受けることはできません。

条件①：次の年齢等に該当する事

- ・3歳から5歳までのお子さん
- ・0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さん

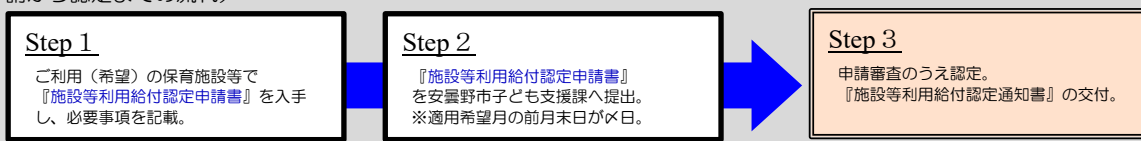
条件②：保育を必要とする事由に該当する事

- ・就労(月64時間以上働いている場合)
- ・産前及び産後(出産月を除く、産前3ヶ月、産後6ヶ月)
- ・保護者の疾病及び障がい
- ・就学(月64時間以上就学している場合)
- ・同居親族の介護及び看護(月64時間以上介護・看護している場合)
- ・震災等の災害復
- ・求職活動中(基本3ヶ月、ただし家計の主宰者の場合は除く)
- ・その他(DV・虐待等)

※施設等利用給付認定について

○下記により、手続き(申請)が必要です。

(申請から認定までの流れ)



(無償化の利用料月額上限額)

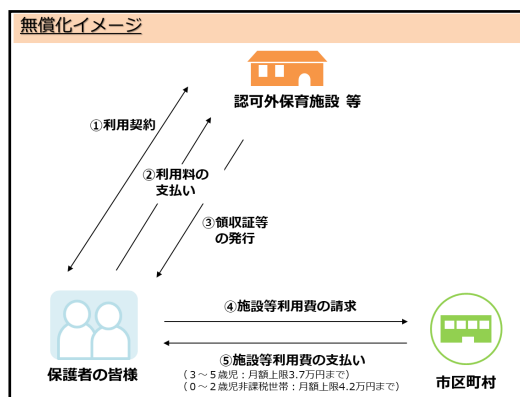
対象区分 (保育を必要とする事由に該当し、施設等利用給付認定を受けた下記のお子さん)	無償化上限額(月額)
3歳から5歳までのお子さん	37,000円
0歳から2歳児の住民税非課税世帯のお子さん	42,000円

(無償化の対象となる施設)

※利用料上限額の範囲において、複数サービスの併用も可能です。

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

◎無償化のイメージ



※注意事項

- 無償化の対象は保育料です。
通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり**保護者の負担**になります。
- 『保育の必要性の認定』における「保育を必要とする事由」において、有効期間に定めがあるもの(妊娠・出産や求職活動等)は、その事由に代わる他の事由に該当しない限りは、有効期間を経過すると**無償化の対象外**となります。
- 『保育の必要性の認定』を受けず利用したのものについては、**無償化の対象外**となります。